

久留米広域連携中枢都市圏ポータルサイト構築業務  
公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

本要項は、「久留米広域連携中枢都市圏ポータルサイト構築業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

久留米広域連携中枢都市圏ポータルサイト構築業務

(2) 業務内容

別添「久留米広域連携中枢都市圏ポータルサイト構築業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

3. 予算額

見積額の上限は3,109,000円（消費税及び地方消費税額を含まない。）とする。

4. 実施形式 公募型プロポーザル方式

5. スケジュール

令和4年10月11日（火）	公募開始
令和4年10月24日（月）	質問書受付締切
令和4年10月24日（月）	参加申込書の提出締切
令和4年11月2日（水）	質問書に対する回答
令和4年11月4日（金）【予定】	資格審査の結果通知
令和4年11月24日（木）	企画提案書等の提出締切
令和4年12月2日（金）	プレゼンテーションの実施
令和4年12月12日（月）【予定】	審査結果通知書の送付
令和4年12月19日（月）【予定】	契約締結

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、参加申込書の提出締切時点で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 福岡県内に本社(本店)又は支店・営業所等があること。なお、共同企業体（JV）の場合は、代表事業者が要件を満たすこと。

※ 単独で対象業務を行えない場合、適正な業務を遂行できる共同企業体（対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成する組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、参加申込書等提出時まで共同企業体を構成し、代表者を決め、他のものは構成員として参加するものとする。また、共同企業体の構成員は他の共同体の構成員となり、又は、単独で参加することができない。なお、共同企業体の代表者及び構成員は、共同企業体結成予定書を作成し、提出すること。

- (2) 平成30年度以降に、同種又は類似の業務を受託し、完遂した実績を有すること。  
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。  
(4) 久留米市から指名停止措置を受けてないこと。  
(5) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。  
(6) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。  
・ 久留米市内 県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）  
・ 久留米市以外の福岡県内 県税

- (7) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (10) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (11) プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC 27001 認証（国際規格）、JIS Q 27001 認証（日本産業規格）のうち、いずれかを取得していること。

## 7. 質疑・応答

### (1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式第1号）を電子メールに添付して、「16. 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

### (2) 期限

令和4年10月24日（月）午後5時まで（必着）

### (3) 回答方法

令和4年11月2日（水）までに、質問書（様式第1号）に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。

## 8. 参加申込の手続き

### (1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、キ、クは参加申込期限から3カ月以内に発行されたものに限る。本市の入札参加有資格者名簿登載者の場合、カ、キは不要とする。

ア 参加申込書（様式第2号）	1部
イ 会社概要（様式第3号）	1部
ウ 参加資格調書（様式第4号）	1部
エ 業務実績調書（様式第5号）	1部
オ 委任状（様式第6号）（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）	1部
カ 役員等調書及び照会承諾書（様式第7号）	1部
キ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）	1部
ク 納税（滞納なし）証明書（下記参照）	1部
ケ 企画提案書（「9. 企画提案書作成方法」を参照）	<u>8部</u>
コ 価格提案書（様式第8号）	1部
サ 価格提案書の内訳書（様式第9号）	1部
シ 次年度運用保守の価格提案書（様式第10号）	1部
ス 次年度運用保守に関する価格提案書の内訳書（様式第11号）	1部

#### 《共同企業体の場合》

セ 共同企業体結成予定書兼委任状（様式第12号）	1部
--------------------------	----

※代表者：ア、ウ、ケ、コ、サ、シ、ス

※いずれかの構成員：エ

※共同企業体に属する全ての構成員：イ、オ、カ、キ、ク

[納税等証明書]

参加申込者の法人・個人別、所在地区分ごとの必要書類を提出。

入札等権限を委任する場合、所在地区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

所在地区分	税区分		納税等証明書	
		税目	法人	個人
市外 (県外)	国税等	法人税、所得 税、消費税及 び地方消費税	国税に未納が ない証明(納 税証明書その 3の3)	国税に未納が ない証明(納 税証明書その 3の2)
		福岡県税	福岡県税に未 納がない証明	福岡県税に未 納がない証明
市内	久留米市税	法人市民税、 市県民税、 固定資産税、 軽自動車税	久留米市税に 滞納がない証 明	久留米市税及 び国民健康保 険料に滞納が ない証明
	久留米国保	国民健康保険	—	

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：市外かつ県内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」の証明を提出)

※共同企業体（JV）の場合は、代表事業者の所在地の区分に従うこと。

(2) 提出期間及び時間

ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、セ

令和4年10月11日（火）から令和4年10月24日（月）（土日祝日を除く。）までの午前8時30分から午後5時15分（必着）とする。

ケ、コ、サ、シ、ス

令和4年10月11日（火）から令和4年11月24日（木）（土日祝日を除く。）までの午前8時30分から午後5時15分（必着）とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。消印は認めない。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「16. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

9. 企画提案書作成方法

(1) 様式等の形式

ア 表紙 「久留米広域連携中枢都市圏ポータルサイト構築業務企画提案書」と記載。

イ 様式 A4版縦型・両面印刷可・長辺綴じ。資料の都合上、部分的にA3版を仕様する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

ウ 文字 フォントサイズ11ポイント（但し、図表中に使用する文字についてはこの限りでない）・横書きとすること。

エ 提出部数 8部（正1部、副7部）。副7部は会社名を除く。

上記のほか、提案書の電子データをCD-Rに格納し1枚提出。

オ 制限枚数 表紙を除き、20ページ以内とする。

カ ページ番号 企画提案書には必ずページ番号を付けること。

(2) 構成とポイント

ア 提案書は、下表に示す構成とすること。

イ 提案のポイントに留意し、文章で簡潔に記載すること。

ウ イメージ図等を使用して差し支えない。ただし、制限枚数の範囲に収めること。

エ 提案書中には会社名が判別できる記載を行わないこと。

	構成	ポイント
1	実施方針	仕様書を踏まえた実施方針について記載すること。
2	提案内容	・仕様書に記載する目的・内容・要件等を的確に反映し、本業務にとって最も有効と思われる提案内容とすること。 ・ページデザインを提案すること。 ・「久留米広域連携中枢都市圏ポータルサイト構築業務企画提案書評価基準」を踏まえ、提案者としてのアピールポイントを明記すること。
3	業務遂行体制	本業務を確実に実施するための実施体制・担当者等の配置状況等について、(1) サイト構築業務、(2) サイト保守業務の業務区分別に記載すること。
4	業務実績	本業務に活かすことのできる同種・類似業務実績をそのポイントとともに記載のこと。

(3) その他

参加申込書を提出した場合においても、提出期限までに提案書の提出がない場合は、提出を辞退したものとみなす。

10. 審査方法

企画提案書等については、プレゼンテーションの実施後に、本プロポーザル審査委員会が審査する。

- (1) プレゼンテーション実施日 令和4年12月2日(金)  
(応募者が多数の場合は、別途審査日を設ける場合がある。)
- (2) 実施場所 企画提案書を提出した者に対して別途通知する。
- (3) 提案時間 20分
- (4) 質疑応答 10分程度
- (5) 参加人数 2人以内
- (6) 留意事項

ア パソコンの画面等をスクリーンに投影する方法で提案説明を行う場合、プロジェクター及びパソコンは提案者が用意すること。

イ プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。

11. 候補者の選考方法

- (1) 久留米広域連携中枢都市圏ポータルサイト構築業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が提案書及びプレゼンテーション等により、提案内容を別紙「久留米広域連携中枢都市圏ポータルサイト構築業務企画提案書評価基準」に基づき審査し、評価点が6割以上を満した者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。
- (2) 最高点の者が複数の場合は、「久留米広域連携中枢都市圏ポータルサイト構築業務企画提案書評価基準」の評価項目における審査結果をもとに、次の順で選定する。
  - ① 「提案内容」の評価が高いもの
  - ② 「業務遂行体制」の評価が高いもの
  - ③ 「業務実績」の評価が高いもの
  - ④ 「価格提案」の評価が高いもの

12. 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を行った全ての者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和4年12月12日(月)【予定】

### 1 3. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合
- ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- カ 価格提案書の金額が3. 予算額を超過した場合
- キ 評価点が6割を下回った場合

### 1 4. 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

### 1 5. その他

#### (1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「16. 問い合わせ先」に提出すること。

#### (2) 提出書類

- ア 提案書の提出は、1者につき1案とする。
- イ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
- ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- エ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

#### (3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

#### (4) 異議申立

参加者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

#### (5) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

#### (6) 誓約書の提出

候補者は契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

### 1 6. 問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

久留米市総合政策部総合政策課（担当：権藤）

電話 0942-30-9112 ファクシミリ 0942-30-9703

電子メールアドレス sousei@city.kurume.fukuoka.jp